

2020年度 領事・旅券手数料

(2020年4月1日～2021年3月31日までの料金)

1. 外貨貨幣換算率の改定に伴い、2020年4月1日から領事・旅券手数料は以下のとおりとなります。なお、領事・旅券手数料は毎年4月1日に改定されます。
2. 手数料は、受領時にお支払いください。現金以外のクレジットカード、小切手等のご利用いただけませんのでご了承ください。

単価：レイ

1. 旅券

	2020年3月31日まで	2020年4月1日から
(1) 一般旅券(10年有効)	570	615
(2) 一般旅券(5年有効:12歳以上)	395	425
(3) 一般旅券(5年有効:12歳未満)	215	230
(4) 一般旅券の記載事項変更旅券	215	230
(5) 一般旅券の査証欄の増補	90	95
(6) 渡航書の発給	90	95

2. 証明

	2020年3月31日まで	2020年4月1日から
(1) 在留証明	45	45
(2) 署名証明(官公署に関わるものを除く)	60	65
(3) 出生・婚姻・死亡等身分上の事項に関する証明	45	45
(4) 運転免許証抜粋証明	75	80

3. 査証

	2020年3月31日まで	2020年4月1日から
(1) 一般入国査証	105	115
(2) 数次入国査証	215	230
(3) 通過入国査証	25	25

※(1)～(3)は、査証申請人の国籍によって異なる場合があります。

※ 領事手数料及び旅券手数料ともに、年度をまたぐ手数料の徴収にあたっては、申請日の手数料額(旧年度の手数料額)を交付時に適用することとなりますので、申請には十分ご注意ください。上記以外の各種手数料については、当館領事部までお問い合わせください。(例:3月31日申請受付、4月7日交付であれば、3月時点での手数料すなわち2019年度の手数料の額を4月7日に徴収することとなります。省令附則第2項)。(了)